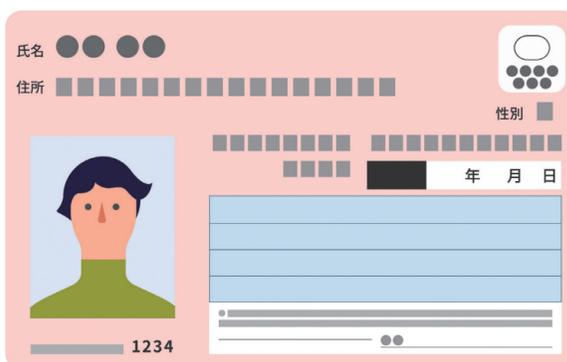
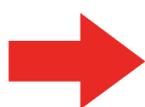


国民健康保険へご加入のみなさまは令和7年8月1日から  
(国保組合へご加入のみなさまは令和7年10月1日から)

# マイナ保険証 または資格確認書をご ご利用ください

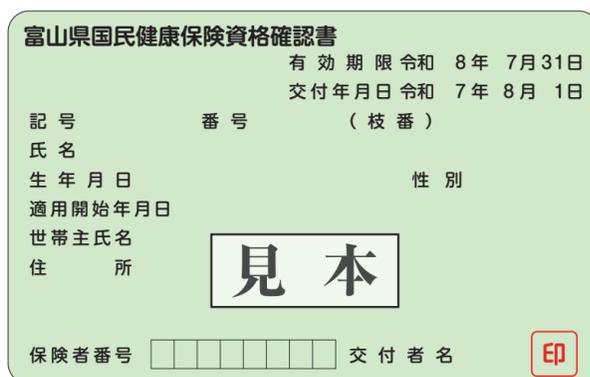
8月1日以降（国保組合の方は10月1日以降）、被保険者証は  
マイナ保険証または資格確認書へと移行します！

被保険者証  
(オレンジ)

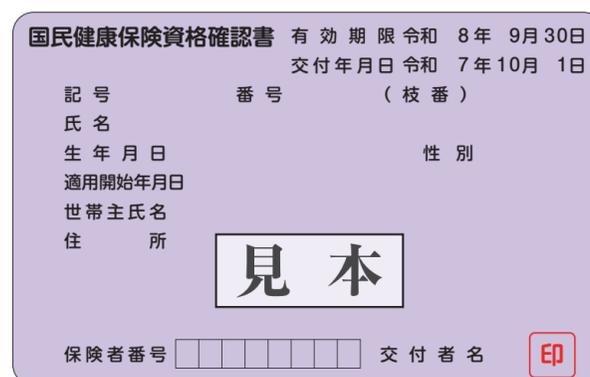


【マイナ保険証】

または



市町村国保(グリーン)



国保組合(パープル)

【資格確認書】

## マイナ保険証をお持ちの方

※マイナ保険証＝健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード

〈マイナ保険証のメリット〉

○過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます

○手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます

※マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診が困難な方(障がいをお持ちの方等)には、申請いただくことで  
資格確認書が交付されます

※マイナンバーカード裏面のマイナンバー(12桁)を見られても、マイナンバーだけで手続きはできないため、情報を引き  
出したり、直ちに悪用したりすることはできません

## マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書により、これまで通りの医療が受けられます

○現行の被保険者証の有効期限が切れる前に資格確認書(市町村国保はグリーン、国保組合はパープル)  
が申請によらず送付されます

○マイナ保険証の利用解除申請をされた方にも資格確認書が送付されます

○資格確認書(特別療養)が交付されている場合は、医療機関でいったん全額自己負担となります

くわしくは、各市町村(国保担当)または国保組合の窓口へおたずねください。